

同時期に史跡として指定されたもののなかには、白河関跡（福島）、越中五箇山相倉集落、菅沼集落（富山）、萩城城下町（山口）等があり、「重要伝統的建造物群保存地区」制度が確立される（昭和50年）以前から、いかに大井川川越遺跡が重要視されたかがうかがわれる。

当初の指定から40年以上が経過した平成21年頃より、指定地の一部の所有者から市に対して史跡の買上げが要望されるようになった。このため市では改めて指定地の所有状況や史跡の過去の土地利用の状況等についての調査を行った。その結果、昭和41年の史跡指定後の整備に伴って建物が移築復元された川会所がかつて建っていた稲荷町の跡地が指定地のままであることや、当初の指定の際に地番の誤りなどから指定地に齟齬が生じていることが判明した。また、当初の指定が川越施設のあった場所のみの指定であったため、史跡としての面的保護に問題があった。このため指定地の一部解除を行うとともに、指定の誤りの修正と川越場を形成していた島田大堤や稲荷神社、松並み敷き跡などの史跡保護のため、新たに追加指定することとなり、平成26年（2014）3月18日に史跡の一部指定解除及び追加指定がされた。

2 指定説明とその範囲

（1）史跡指定の状況

大井川川越遺跡は、昭和41年8月1日付の文化財保護委員会告示第60号により指定され、平成26年3月18日付の文部科学省告示第36号により追加指定及び一部解除がされた。その告示内容は、以下の通りである。

①昭和41年（1966）8月1日史跡指定

○文化財保護委員会告示第60号（抜粋）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次のとおり指定する。

昭和41年（1966）8月1日

文化財保護委員会委員長 稲田 清助

種別	名称	所在地	地域
史跡	島田宿大井川川越遺跡	静岡県島田市	4,045番ノ4、4,255番ノ1、4,261番ノ1、4,263番ノ2、4,264番、4,264番ノ2、4,266番、4,271番、4,272番、4,273番ノ1、4,275番、4,276番ノ1、4,300番ノ2、4,304番、4,305番、4,306番、5,226番ノ1、5,228番、5,236番ノ1、5,237番、5,281番ノ5、市道河原線のうち島田市5,281番ノ5南西地先と4,306番北西地先との間の道路敷

指定理由および保存の要件

一、基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第六（交通施設）による。

二、説明

移築されている川会所の建物と旧東海道に沿うその跡地をはじめとする川越の諸施設の遺構よりなり、これらをあわせて大井川川越遺跡と呼び、往時の景観を保存しようとするものである。川会所は、徒渉事務を取り扱い、旅人が川越の札を購ったところで、元禄年中に設けられた。人足は札場で現金と引き換えた。建築年代、沿革等詳でない点もあるが、木造棧瓦葺平屋建、間口約17m、奥行約13m、7室に分たれ、向って左端に式台付の玄関を附し、それより右は一周通り吹き放ちの土間となり、この土間を見下すがごとく一段高く大きな窓が連なり、あたかも宿場の問屋のごとき観を呈する。

明治3年川越の制が廃されてから、学校、事務所、役場等に使用され所在も転々と移動したが、昭和3年、保存のため国道大井川鉄橋の北畔、現在の位置に移された。建具はほとんど失われ、模様換えのあともあるが、主構造はよく旧態を留めている。旧位置は、街道の北側に沿い、いま民家が建てられているが、地割は往時のままで、背部に井戸も遺っている。

この川会所を中心として札場、立合宿、仲間ノ宿、一番より十番に至る宿(人足留場)、荷縄屋のごとき店舗等が並んでいた。

ほとんど建て替えられてはいるが、地割は旧規を踏襲し、かつ二番宿、札場のごときは旧建物で仲間ノ宿には民家の床下に人足のためのいろりが遺る。この間に守護神の八重杵稲荷、秋葉神社が点在し、旧堤防には洪水に備えた川除(堰)の一部も見られる。

上記の物件は、金谷宿の川会所が既に失われている現在、交通史上著名な大井川川越の名残を留めるものとして貴重であり、歴史上価値が高い。

三、保存の要件

- (一) 建物をき損しないこと
- (二) 防災に注意すること
- (三) 地割を変更しないこと
- (四) その他みだりに現状変更しないこと

解 説 (『月刊文化財』 昭和41年(1965)6月号(第33号)より転載)

箱根八里と並び称される大井川の川越は、わが国交通史上特異なものとして人口に膾炙している。川会所(川庄屋が詰めて徒渉事務を扱い旅人が川越の札を買った所)の建物は、現在大井川のやや上流、国道沿いに移されているが、用途に即した構造をよくとどめている。旧東海道沿いには川会所跡をはじめ、川越に伴う諸施設、たとえば川越人夫が札と現金を引き換えた札場や一番宿から十番宿に至る人足溜場などの遺構が街道をはさんで連なっている。

②平成26年(2014)3月18日追加指定及び一部解除

○文部科学省告示第36号

文化財保護法(昭和25年法律第204号)第109条第1項及び第112条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、同表下欄に掲げる地域を解除したので、同法第109条第3項及び第112条第4項において準用する同法第109条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年(2014)3月18日

文部科学大臣 下村 博文

上欄		中欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域	所在地	地域
島田宿大井川川越遺跡	昭和41年 文化財保護委員 会告示第60号	静岡県 島田市 河原一丁目	4237番8、5230番、 10032番7のうち実 測662.50平方メー トル	静岡県 島田市 稲荷一 丁目	4045番4
		同 河原 二丁目	4262番1のうち実 測70.09平方メー トル、4263番1、4270 番2、4276番2、4276 番4、4300番3、4300 番6、4300番7、4300 番8 備考 一筆の土地 のうち一部のみを 指定するものにつ いては、地域に関す る実測図を静岡県 教育委員会及び島 田市教育委員会に 備え置いて縦覧に 供する。		

解 説 (『月刊文化財』 平成26年(2014)2月号(第605号)より転載)

島田宿大井川川越遺跡は大井川の川越にかかわる遺跡である。箱根八里と並び称された大井川の川越はわが国交通史上重要なもので、大井川のやや上流に移されていた川会所^{かわかいしよ}の建物や、旧東海道沿いに存在する川会所の跡地をはじめ、札場や一番宿から十番宿に至る人足溜場^{にんそくたまりば}などの川越に伴う遺構が街道を挟んで連なっていることから、街道を含むそれらの範囲が昭和41年に史跡に指定された。

その後島田市教育委員会により、昭和45年には川会所の移築復元がなされ、昭和57年までに札場や仲間の宿、二番宿等の諸施設の復元が実施され、保存・活用が図られてきた。また、街道の整備や個人住宅改築に伴って島田市教育委員会により発掘調査が実施されてきた。

島田市教育委員会が史跡のさらなる保存・活用を図るため、文化年間(1804~18)作成の『東海道分間延絵図』や明治17年(1884)作成の公図等と現地との照合を行ったところ、稲荷神社や大堤、並木敷の存在を確認することができた。稲荷神社は、宝暦10年(1760)に川越人足が提唱し、水難防除のため奉斎したとされる八重杵稲荷神社で、大井川の堤防とともに『東海道分間延絵図』に記載され、川越遺跡の一部とみなすことができる。並木敷につい

ても土地の区画として確認することができる箇所があり、さらに二番宿（昭和47年復元）や三番宿（昭和48年復元）、荷縄屋跡の保全のため隣地を追加指定し、保護の万全を期すものである。

なお、昭和41年の指定時には、川会所は江戸時代の位置より北西約900mの場所に移されており、その敷地が指定されていたが、その後街道沿いに移築・復元されており、今後も史跡として保全する意味は喪失している。よって、その箇所について指定を解除するものである。

(2) 管理団体指定 なし

(3) 指定対象範囲地図

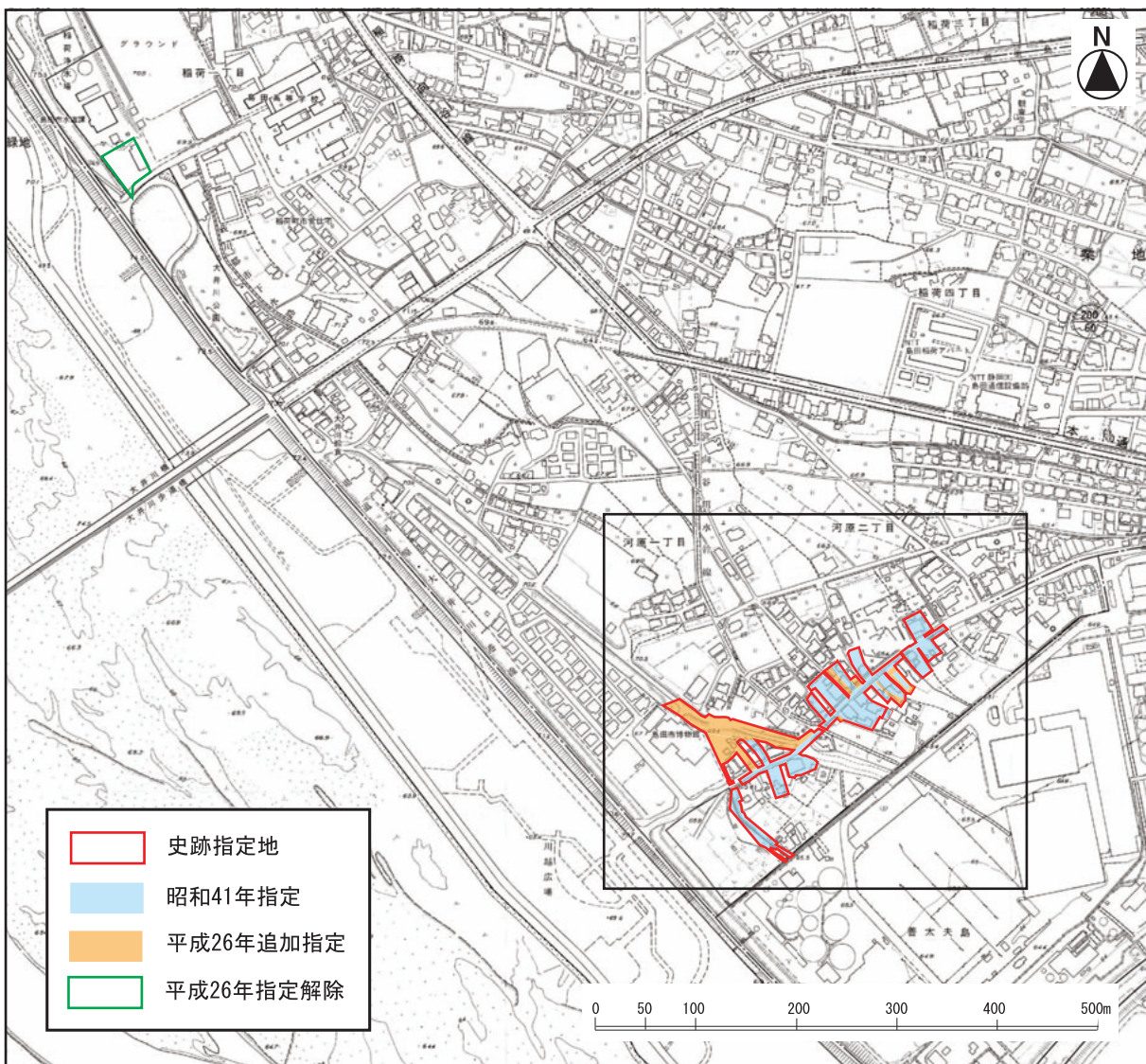


図2-2 指定及び追加指定等経過図